

「季節調整法の適用に当たっての基準」に係る新旧基準対照表（案）

基準案	平成9年の指針	変更理由
<p>1 季節調整法を適用する場合は、手法の適切性について国際的に一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する(X-12-ARIMA等)。</p> <p>2 季節調整法を適用する際の手法の名称、推計に使用するデータ期間、オプション等の選定内容及び選定理由、データの追加又は期間の追加に伴うオプション等の変更の頻度及び過去の季節調整値の変更の頻度等の季節調整法の運用に関する情報を季節調整値と併せてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>3 適用している手法、オプション等の選定内容を大きく変更するときは、変更内容及び変更理由、旧手法等による季節調整値と新手法等による季節調整値をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するなど、利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>1 季節調整法を適用する場合は、センサス局法 X-12-ARIMA など、手法の適切性について一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する。統計作成機関は、適用する手法を選定した理由を明らかにする。</p> <p>2 季節調整法を適用する際の推計に使用するデータ期間、オプション等の選定に当たっては、それぞれの系列に対して統計作成機関において適切と考えられ、客観性が保たれる基準を採用し、継続的に使用する。</p> <p>3 データの追加又は期間の追加に伴って、オプション等の変更又は過去の季節調整値の変更を実施する頻度については、あらかじめ統計作成機関において基準を定め、利用者の利便性を考慮し、継続的にその基準を使用する。</p> <p>4 適用している季節調整法については、その名称、推計に使用しているデータの期間、オプション等の選択基準、選定したオプション等の季節調整に関する情報を報告書等に掲載する。</p> <p>また、適用している季節調整法、オプション等の選択の基準等の変更を行う場合は、変更の趣旨及び変更後の手法、基準等についても、報告書等に掲載する。</p> <p>5 統計作成機関は、季節調整法に関する情報について、別途定める様式に従い、統計基準部に提出することとする。統計基準部は、統計作成機関から提出された各々の情報について、一覧性のある資料に取りまとめて、一般に開示する。</p>	<p>○ 国際的な比較可能性の向上のため、「国際的に評価を受けている」という要件を追加。また、選定理由は、近年、季節調整の手法については、系列により異なる手法が使用されていた平成9年時と異なり、X-12-ARIMA(X-11を含む)に収斂しており、現行採用手法の選定理由を明示する必要性が低下したことから削除。</p> <p>○ 季節調整法の運用の詳細に関する事項として9年の指針の項番2及び3で挙げられている事項をひとつの項にまとめるとともに、項番4の前段の情報開示規定も取り込む。</p> <p>また、オプション等の選定内容及び選定理由を公表することで季節調整法の運用に関する透明性は確保され、オプション等の選定基準について改めて言及する必要はないと考えられるため、当該箇所を削除。さらに、統計作成機関、利用者双方の情報通信環境の進展を踏まえた公表方法に変更。</p> <p>○ 適用している手法等を変更するときは、利用者の利便確保の観点から、変更内容及び変更理由、新旧手法による季節調整値等を公表することなどにより情報を開示するとともに、統計作成機関、利用者双方の情報通信環境の進展を踏まえた公表方法に変更。</p> <p>○ インターネットの普及により、統計作成機関は全てホームページを有していることから、季節調整法に関する情報開示を各々のホームページ上で行うことで足りるため削除。</p>